

P T A大会実施に対する補助金等交付要綱

平成26年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、P T A会員の資質の向上及びP T A活動の促進のため、京都市内で開催される全国及び近畿規模又は政令指定都市を対象としたP T Aに関する研究大会その他これに準じる大会（以下「P T A大会等」という。）の実施を支援するための補助金及び負担金（以下「補助金等」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 P T A大会等（別表に掲げる団体がその実施に密接に関与しているP T A大会等に限る。）を主催し、主管し、その他これらと同等の立場でかわるものに、補助金等を交付する。

2 補助金等は、P T A大会等の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費に対して交付する。

- (1) 講師等謝礼、講師等旅費
- (2) 会場費、会場設営費
- (3) 大会冊子等印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 消耗品費
- (6) 保険料
- (7) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金等の額)

第3条 補助金等の額は、前条に定める経費の5分の1に相当する額の範囲内において別に定める額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、補助金等交付申請書（第1号様式）によって、事業開始の50日前までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 大会要綱等

(2) 収支予算書

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容の変更に係る市長等の承認の申請は、書面によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、実施年月日、場所、参加者数等についての、活動に支障のない程度の変更とする。

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

(事業完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、補助金等事業実施報告書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

2 事業完了前に補助金を支出している場合は、精算書（第3号様式）を提出するものとする。

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

別表（第2条関係）

京都市PTA連絡協議会
京都市立幼稚園PTA連絡協議会
京都市小学校PTA連絡協議会
京都市立中学校PTA連絡協議会
京都市立高等学校PTA連絡協議会
京都市立総合支援学校PTA連絡協議会

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

京都市長 門川 大作 様

住 所

代表者

印

補助金等交付申請書

平成 年度〇〇〇〇PTA大会に関する補助金について、下記のとおり交付されるよう申請します。

- 1 補助金申請額 円
- 2 事業名
- 3 事業内容
- 4 補助金の振込先 店 名
口座番号
口座名義

（添付書類）

1. 大会要綱等
2. 収支予算書

第2号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

京 都 市 長
門川 大作 様

住 所
代表者

印

実績報告書

平成 年度において、下記のとおり を実施したので、京都市
補助金等の交付等に関する条例第18条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業名

2 事業内容

(別添)

1. 事業報告書
2. 収支決算書

第3号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

京 都 市 長
門川 大作 様

住 所
代表者

印

精算書

1 収入の部

項 目	収入額 (円)	内 訳
計		

2 支出の部

(1) 補助対象

項 目	支出額(円)	内 訳
計		

(2) その他（補助対象外）

項 目	支出額 (円)	内 訳
計		